

令和5年度鹿沼市下水道事業会計予算繰越計算報告
について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、令和5年度鹿沼市下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年7月2日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

令和5年度鹿沼市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	目	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰 越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
						国庫補助金	企業債	損益勘定等 留保資金等			
1	1	管渠整備費	122,259,000	19,100,000	103,159,000	23,443,000	75,200,000	4,516,000	0	0	関係機関との協議及び関係事業者との調整等に不測の日数を要し、年度内支出が困難となったため、繰り越したものである。
		処理場整備費	380,700,000	115,700,000	265,000,000	142,000,000	123,000,000	0	0	0	資材不足による監視制御設備の製作及び現場状況の把握や設計条件設定等に不測の日数を要し、年度内支出が困難となったため、繰り越したものである。